

「2019年12月19日施行の香港における新特許システム」について

このたび、弊社香港事務所から、2019年12月19日付で施行される香港の新特許システムについて、以下の通り連絡がありましたので、お知らせ致します。

香港特許庁の2019年10月11日付の発表によりますと、2019年12月19日付で香港における新特許システムが施行されます。プレスリリースは以下のサイトで閲覧可能です。

<https://www.info.gov.hk/gia/general/201910/11/P2019101100487.htm>.

<旧法について>

既存の香港特許法では、二種類の特許を規定しています。

- 1つは、権利期間が20年である**標準特許**であり、
- もう1つは、権利期間が8年の**短期特許**です。

既存の標準特許とは、香港特許庁に直接出願されるものではなく、指定された特許庁<中国知的財産局/英国特許庁/欧州特許庁(英国を指定する EPC 出願)のいずれか一つ>における特許出願に基づいて付与される特許をいいます。香港では実体的な審査は行われず、対応する中国出願、英国出願、または英国を指定する EPC 出願の審査結果に基づいて登録されます。

香港での標準特許による保護を求めるには、出願人は、まず、上記いずれかの特許庁に出願する必要があります。その後、香港における特許として登録するために、香港特許庁に対する二段階の手続が必要です。

第一段階は、指定特許庁における公開から6ヶ月以内に記録申請を提出（記録請求）することであり、

第二段階は、指定特許庁における登録から6ヶ月以内の付与登録申請の提出（登録付与の請求）です。

既存の短期特許は、香港特許庁に直接出願し、新規性等の実体審査は行われず、方式要件についてのみ審査され、付与されます。また、短期特許は1つの独立請求項のみしか含むことができません。

<改正香港特許法について>

2019年12月19日施行の改正香港特許法では、特許出願戦略上、発明者や出願人の意思決定に影響を与えうる大きな変更が含まれます。

改正点を要約すると、

1. 香港直接出願（OGP）制度、即ち、標準特許の香港直接出願ルート、の導入。
2. 短期特許制度の改正。登録後の実体審査が可能となった。
3. 標準特許における年金（印紙代）の改訂。
4. 特許出願時に必要な詳細事項の追加。
5. （全般的な）印紙代の変更。

従来の香港特許制度には、標準特許と短期特許とがあり、実体審査の規定を伴わない再登録に基づく制度でした。従来の制度はそのまま残し、新しく香港直接出願（OGP）制度が追加されたことで、出願人に新たな特許保護ルートを提供します。

新特許制度の利点

1) 香港直接出願（OGP）制度によるコスト低減及び時間の短縮

改正前は、香港標準特許の登録に際し三庁のうち一庁の指定特許庁を選ぶ必要がありました。香港直接出願（OGP）制度では、実体審査は香港で行うことが可能です。これは、早期の権利化を望む地元香港の企業や個人発明家にとって特に有益です。

2) 特許出願戦略の拡大

出願人が発明を権利化するのに、既存の再登録による標準特許、香港直接特許（OGP）、短期特許、と選択肢がより多くなりました。

3) 短期特許の信頼性

登録後の実体審査の導入は、短期特許の保全性を高めます。実体審査は、特許を権利化したい短期特許の所有者、または短期特許の有効性に異議を申し立てたい第三者の要請に基づき、請求できます。このように、「無効化のプロセス」を裁判所の代わりに特許庁が行うことで、コストと時間の削減になります。

新香港特許制度に基づく料金改定

2019年12月19日より香港特許関連の印紙代が改訂されます。新料金は2019年12月19日以降支払われる分について適用になります。

改訂料金表は以下の通りです。

香港標準特許（再登録）及び短期特許 （印紙代）

| 標準特許（再登録） - 権利期間 20 年 | 旧料金 (2019/12/19 以前) | 新料金 (2019/12/19 以降) |
|---|--|---|
| 第一段階 - 記録請求 (Form P4); 第二段階 - 登録付与の請求 (Form P5) ●出願手数料(書面) ●出願手数料(電子) ●公開手数料 ●出願手数料または公開手数料追納 (遅れた場合) | HK\$380.00 HK\$380.00 HK\$68.00 HK\$95.00 | HK\$380.00 (変更なし) HK\$275.00 HK\$68.00 (変更なし) HK\$95.00 (変更なし) |
| 短期特許 - 権利期間 8 年 短期特許付与請求 (Form P6) ●出願手数料(書面) ●出願手数料(電子) ●出願手数料または公開手数料追納 (納付遅延の場合) | HK\$755.00 HK\$755.00 HK\$68.00 HK\$95.00 | HK\$755.00 (変更なし) HK\$545.00 HK\$68.00 (変更なし) HK\$95.00 (変更なし) |

**香港標準特許及び短期特許の年金
(印紙代)**

| 香港標準特許及び短期特許の年金 (Form P10) | 旧料金 (2019/12/19 以前) | 新料金 (2019/12/19 以降) | |
|--|--------------------------|------------------------|--------------|
| 第4年度以降の年金 | HK\$540.00/年 | 第4年度～第10年度 | HK\$450.00/年 |
| | | 第11年度～第15年度 | HK\$620.00/年 |
| | | 第16年度～第20年度 | HK\$850.00/年 |
| 短期特許の年金 | HK\$1,080.00/存続期間 (変更なし) | | |
| 標準特許/短期特許年金の納付遅延の場合の追徴金 | HK\$270.00 (変更なし) | | |
| 標準特許の出願維持年金 (Form P9) * 指定特許出願の出願日から5年経過後以降の出願維持に適用 | HK\$270.00/年 (変更なし) | | |
| 維持年金の納付遅延の場合の追徴金 | HK\$95.00 (変更なし) | | |

以上